		ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値
		ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報
		二　当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について信用基金が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
		イ　評定及び当該評定を付した理由
		ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
		ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　信用基金に係る通則法第三十二条第二項の規定による公表は、同項の規定による報告書の提出後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第八条中「第五条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

本則に次の二条を加える。

（内部組織）

第九条　信用基金に係る通則法第五十条の六第一号の主務省令で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として農林水産大臣及び財務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として農林水産大臣及び財務大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第十条　信用基金に係る通則法第五十条の六第二号の主務省令で定める管理又は監督の地位は、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして農林水産大臣及び財務大臣が定めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（業務実績等報告書に関する経過措置）

第二条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令第七条第一項の規定の適用については、同項の表中「通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（次号において「旧法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とあるのは「旧法第二十九条第二項第二号から第五号」とする。

○厚生労働省・農林水産省令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年農林水産省令第二十九号）の施行に伴い、独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の特例を定める省令の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の特例を定める省令（平成十五年厚生労働省農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の特例を定める省令

第一条中「業務方法書に記載すべき」を削り、「独立行政法人農業者年金基金の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に、「第二条各号」を「第四条各号」に改める。

第二条中「第三条及び第五条第二項」を「第五条及び第七条第二項」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第二項中」を「第七条第二項中」に改める。

第三条を削る。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十八号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

（森林保険法施行規則の一部改正）

第一条　森林保険法施行規則（昭和二十八年農林省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

（農業機械化促進法施行規則の一部改正）

第二条　農業機械化促進法施行規則（昭和二十八年農林省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第三条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三号及び第四号中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。